

北海道林業事業体登録情報

登録番号	上川-24-第016号
登録年月日	平成24年11月9日

最終変更年月日	変更箇所
-	
最終更新年月日	
令和4年11月9日	

お問い合わせ電話番号
0166-83-3921

I 基本情報	
事業体名	いいだりんぎょう 飯田林業
代表者	役職名
	氏名 いいだ けんじ 飯田 賢治
住所	郵便番号 〒071-1550
	かみかわぐんひがしかぐらちょう20ごう5ばんち 上川郡東神楽町20号5番地
組織形態	個人事業主
代表電話番号	090-3113-3997
代表FAX	0166-83-3921
代表E-mail	iida20go@sea.plala.or.jp
ホームページ	-
設立年月日	平成2年4月1日
事業の種類	造林 ○
	素材生産 ○

II 認定取得状況	
1 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく計画認定	
認定番号	-
認定年月日	-
2 合法木材等供給事業者認定	
認定番号	道森連第189号
認定年月日	平成22年11月1日

III 事業体情報	
<p>自己所有林の山林経営を通じ、過去から現在～未来へ向けて魅力ある山林経営を考えています。旭川農業高等学校の林業科の生徒達や、道立北の森づくり専門学院の学生達の現地学習の受け入れを行いながら、次代に続く人材育成のお手伝いもしています。地元小学校や図書館へクリスマスツリーの寄贈を通じ、森に親しんでもらう活動を行っています。また、夫婦で第8期並びに第10期の木育マイスターに認定されたことで他マイスター諸氏と知り合い、森林素材の提供も行っています。青年林業士から指導林家にステップアップした事でさらに見識を深め、地域の皆様へ森林との繋がりの橋渡しをしたいと思っています。</p>	 <p>門松市の出荷に関わる間伐</p>

IV 事業実行体制			
1 事業実績		4 技術者数	
区分	令和02 事業年度	令和03 事業年度	
造林	植栽	3.20 ha	3.38 ha
	下刈	7.90 ha	10.63 ha
	その他	- ha	- ha
素材生産	天然林	- m ³	- m ³
	人工林	1,000.00 m ³	600.00 m ³
2 事業区域		5 機械保有台数	
市町村名等		種類	
東神楽町,旭川市,東川町,美瑛町		人数	
3 従業員数		種類	
現場作業員	うち通年雇用	台数	
- 名	- 名	グラップル 2 台	
- 名	- 名	フェラーパンチャ - 台	
- 名	- 名	スキッダ - 台	
- 名	- 名	プロセッサ - 台	
- 名	- 名	ハーベスタ 1 台	
- 名	- 名	フォワーダ - 台	
- 名	- 名	タワヤーダ - 台	
- 名	- 名	スイングヤーダ - 台	
- 名	- 名	その他高性能林業機械 - 台	

V 雇用・安全衛生管理体制

1 雇用管理

管理者選任	-
雇用文書交付	○

2 就業規則

策定済み	○
------	---

3 各種保険

労災保険	-	名
雇用保険	-	名
健康保険	-	名
厚生年金	-	名
退職金共済等	-	名

4 労働安全衛生法令関係

(1)安全衛生管理者

総括安全衛生管理者	-
安全管理者	-
衛生管理者	-
安全衛生推進者	-

(2)安全衛生教育等

刈払機取扱作業安全衛生教育	○
林内作業車を使用する集材作業従事者に対する安全教育	○
荷役運搬機械等はい作業の安全教育	○
造林作業指揮者等安全衛生教育	○
伐木等作業従事者に係る特別教育	○
シヨベルローダー等の運転の業務に係る特別教育	○
機械集材装置運転業務の安全衛生特別教育	○
その他()	-

(3)技能講習

地山の掘削及び土留め支保工作業主任者技能講習	○
はい作業主任者技能講習	○
小型移動式クレーン運転技能講習	○
車両系建設機械運転技能講習	○
不整地運搬車運転技能講習	○
玉掛技能講習	○
その他()	-

注1:V-3各種保険欄は従業員を雇用している事業体について記入。
注2:V-4労働安全衛生法令関係欄は、事業規模、形態により必要な項目に○を記入。

VI 成績評定結果

評定事業年度	区 分	北海道森林管理局発注事業		区 分	北海道発注事業			区 分	森林整備補助事業(一般民有林)	
		造林事業	素材生産事業		治山事業(造林工事)	道有林(育林事業)	道有林(造材事業)		事業主体	事業実行者
令和 - 年度	評定件数	-	件	-	件	-	件	植樹系	-	-
	最高点	-	点	-	点	-	点	保育系	-	-
	最低点	-	点	-	点	-	点	間伐系	-	-
	平均点	-	点	-	点	-	点	その他	-	-

注1:各発注機関等及び事業種別毎に定められた要領に基づき評定が行われているため、評定点数を単純比較することはできません。
注2:成績評定結果は、公表を希望する事業体の申請に基づき公表しますので、評定を受けた全ての事業体が公表しているものではありません。
注3:評定点は事業体が任意に抽出したのではなく、評定を受けた全ての事業分について表示しています。

注4:森林整備補助事業は評定の平均点数を階層表示しています。
注5:事業区分や階層の詳細はガイドラインを御覧ください。